

○ 執行機関の附属機関に関する条例

昭和 28 年 4 月 1 日

条例第 35 号

執行機関の附属機関に関する条例をここに公布する。

執行機関の附属機関に関する条例

(設置)

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担 任 事 務
市長	大阪市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、市会議員の報酬、政務活動費並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額に係る意見の具申に関する事務
	大阪市外郭団体評価委員会	外郭団体に関する改革並びに外郭団体の監理及び運営に関する重要事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
	大阪市総合計画審議会	本市総合計画に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
	大阪市屋外広告物審議会	屋外広告物に関する重要事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
	大阪市入札等監視委員会	入札及び契約に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申並びに政府調達に関する協定の対象となる調達に関する苦情の処理に関する事務
	大阪市不動産評価審議会	本市が取得し、若しくは処分し、又は賃貸借する不動産及びこれらの附属工作物の適正な価格及び賃料の評定に関する事務
	大阪市補償審査委員会	公共用地の取得及び土地区画整理事業に伴う建物及び工作物の移転及び除却に係る適正な損失補償の評定に関する事務
	大阪市イノベーション促進評議会	グローバルイノベーションの創出の支援に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務

大阪市特区地域 進出等事業計画 認定審査会	市長の諮問に応じ、大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定等に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
大阪市鉄道ネット ワーク審議会	市長の諮問に応じ、本市における鉄道ネットワークの整備の在り方についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
大阪市医療扶助 審議会	生活保護法による医療扶助の適正実施を図るため、要保護者の入退院、医療の範囲その他医療の給付に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
大阪市中小企業 対策審議会	中小企業振興対策に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
大阪市大規模小 売店舗立地審議 会	大規模小売店舗立地法に基づき設置される大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持に関する事項についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
大阪市自立支援 医療費(精神通 院)支給認定・手 帳交付審査委員 会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく精神障害者に係る自立支援医療費の支給認定の申請及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る審査に関する事務
大阪市公害診療 報酬審査委員会	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害医療機関からの診療報酬の請求に係る診療内容及び診療報酬に係る審査に関する事務
大阪市予防接種 健康被害調査委 員会	予防接種による健康被害に関する事項の調査審議に関する事務
大阪市感染症発 生動向調査委員 会	感染症の発生の状況、動向及び原因に関する事項の調査審議に関する事務

	大阪市エイズ対策評価委員会	エイズ対策に関する事項の調査審議に関する事務
	大阪市結核対策評価委員会	結核対策に関する事項の調査審議に関する事務
	大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務
	大阪市再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会	再生可能エネルギー等導入推進基金事業に係る再生可能エネルギー等の導入の推進に関する事項の調査審議に関する事務
	大阪市住宅審議会	市長の諮問に応じ、市営住宅の管理その他住宅施策に関する重要事項の調査審議に関する事務
教育委員会	大阪市学校適正配置審議会	市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策についての教育委員会に対する意見の具申に関する事務
	大阪市高等学校教育審議会	高等学校教育に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務
	大阪市特別支援教育審議会	特別支援教育の振興を図るため、特別支援教育に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務
市長及び教育委員会	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会	児童、生徒又は幼児がその生命又は心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項の調査審議並びに市長及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務(他の所管に属するものを除く。)

(共同設置の附属機関)

第1条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第1項の規定により他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関として、次のとおり附属機関を置く。

属機関を共同して設置する他の普通地方公共団体	属機関の属する執行機関	附属機関	担任意務

大阪府	市長	大阪府市規制改革会議	本市及び大阪府の成長戦略の推進及び大阪の産業の活性化等に資するための規制緩和及び制度の改善についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市医療戦略会議	本市及び大阪府の医療及び保健に関する施策の在り方並びにこれらに関連する産業の振興の方向性等に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市新大学構想会議	本市及び大阪府における公立大学の在り方についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市都市魅力戦略推進会議	本市及び大阪府における都市の魅力の推進に関する施策についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市文化振興会議	本市及び大阪府における文化振興計

			画の策定及び変更並びに芸術文化の振興に関する重要な施策についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
--	--	--	---

(委任)

第2条 第1条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、複数の執行機関に属する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、これらの執行機関が協議して定める執行機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和28年11月1日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和31年10月1日条例第37号)

この条例は、昭和31年11月1日から施行する。

附 則(昭和32年5月30日条例第29号、昭和32年6月10日施行、告示第165号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(昭和37年3月31日条例第3号)

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(昭和38年6月27日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年11月14日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年10月1日条例第105号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年4月21日条例第51号、昭和40年11月18日施行、告示第428号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(昭和41年10月18日条例第47号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例により設置される大阪市同和対策審議会の存続期間は、この条例の公布の日から起算して2年間とする。

附 則(昭和41年12月28日条例第53号、昭和42年3月4日施行、告示第86号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(昭和42年11月24日条例第55号、昭和42年12月5日施行、告示第452号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(昭和46年4月1日条例第16号、昭和46年7月29日施行、告示第298号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(昭和46年10月1日条例第30号、昭和46年10月1日施行、告示第407号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(昭和47年4月8日条例第31号、昭和47年6月22日施行、告示第389号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(昭和48年12月22日条例第57号、昭和49年5月13日施行、告示第217号の2)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(昭和51年4月1日条例第8号、大阪市養護教育審議会に関する改正規定、昭和51年4月1日施行、告示第185号、大阪市高等学校教育審議会に関する改正規定、昭和51年7月6日施行、告示第406号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(昭和53年5月31日条例第38号、昭和53年7月27日施行、告示第542号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成2年1月4日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月1日条例第1号)

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日条例第17号、平成12年7月25日施行、告示第717号の2)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成13年4月1日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 19 日条例第 2 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 3 日条例第 8 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 29 日条例第 14 号、大阪市入札等監視委員会及び大阪市補償審査委員会に関する改正規定、平成 24 年 3 月 16 日施行、告示第 279 号、大阪市予防接種健康被害調査委員会に関する改正規定、平成 24 年 4 月 1 日施行、告示第 345 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、大阪市住居表示審議会、大阪市不動産評価審議会、大阪市同和対策推進協議会及び大阪市保健医療審議会に関する改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 11 月 20 日条例第 99 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 50 号、第 1 条の表の改正規定(大阪市特別職報酬等審議会に係る部分に限る。))、平成 25 年 3 月 29 日施行、同表の改正規定(大阪市外郭団体評価委員会、大阪市イノベーション促進評議会、大阪市自立支援医療費(精神通院)支給認定・手帳交付審査委員会及び大阪市公害診療報酬審査委員会に係る部分に限る。))、平成 25 年 4 月 1 日施行、告示第 424 号、第 1 条の表の改正規定(大阪市感染症発生動向調査委員会に係る部分に限る。))、平成 25 年 7 月 1 日施行、告示第 863 号、第 1 条の表の改正規定(大阪市エイズ対策評価委員会に係る部分に限る。))、平成 25 年 8 月 1 日施行、告示第 896 号、第 1 条の表の改正規定(大阪市結核対策評価委員会に係る部分に限る。))、平成 25 年 12 月 1 日施行、告示第 1661 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の表の改正規定(大阪市行政区審議会、大阪市不法建造物等処理対策委員会及び大阪市公営企業審議会に係る部分に限る。)
公布の日

- (2) 第 1 条の 2 の表の改正規定 平成 25 年 4 月 1 日

附 則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 51 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 11 日条例第 113 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 30 日条例第 115 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 30 日条例第 116 号、平成 25 年 10 月 25 日施行、告示第 1554 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の 2 の表の改正規定の施行期日は、市長が定める。